

2015 年度 債権総論 1 レポート課題 講評

2015 年 7 月 14 日

明治学院大学法学部教授 加賀山 茂

レポート課題

1. 民法 399 条～422 条までの範囲で、現代語化以前の民法の規定（旧条文）と現代語化された民法の規定（現行条文）とを対比してみると、旧条文が「債権の目的」と「債権の目的物」とを間違えて規定していた箇所がある。その間違いの箇所をすべて指摘し、現代語化に際して、どのように改正されたのか、対照表を作成して明らかにしなさい。
2. 旧条文が、「目的物」を誤って「目的」としていた箇所について、「目的物」と修正せずに、現行条文が、あえて、「目的」を維持しながら、誤りを訂正した箇所がある。その理由は何か。
3. 物権については、目的と目的物の区別について改正がなされていない。例えば、民法 343 条（質権の目的）の質権の「目的」と、民法 344 条（質権の設定）の目的物」とは、同じものを示しているはずである。それにもかかわらず、民法の起草者が、あえて、両者を「目的」と「目的物」とに区別した理由は何か。民法 362 条（権利質の目的等）の「目的」が何かを検討することを通じて、考察しなさい。
4. 債権や物権の「目的」と「目的物」との違いについて、どうすれば問題が解決されるのか。自らの見解（私見）を IRAC で簡潔に表現しなさい。

問題 1～3 については、昨年度のヒントを読んだ人たちは、比較的よくできていた。しかし、問題 4 のアイラック（IRAC）の書き方が分からない人が多かったので、書き方のヒントを紹介する。

I（争点）：民法の旧条文には、債権の目的と目的物との混同があり、それが、現代語化の際に改正されたが、民法 419 条 1 項と 422 条の改正には問題が残されていることを指摘する。

R（ルール）：①目的と目的物の違いと区別の基準を明らかにする。②目的物については、「物とは有体物をいう」との制約があることを述べる。

A（適用）：現代語化に際して、ルールがうまく適用されているかどうか検証する。

A（議論）：民法 422 条を中心にして、「支払」を追加して、形式を整えても、債権の目的（返還すること）との間に、齟齬が生じており、無意味であるとの見解との間で、議論をする。

C（結論）：通説に組するのか、それとも、異説を受け入れるのか、立場を明確にする。

それでもなお、書くのが困難な人のために、アイラック（IRAC）で書かれた答案の例を紹介する。

I（争点）：債権の目的と目的物との区別は、民法が現代語化される前には、条文に混乱が見られたが、現代語化の際に修正され、現在では、その区別が明確となったと、通説は考えている。しかし、民法 422 条を見てみると、目的を維持するために、「支払」という余計な文言を追加したために、債権の目的の意味が変質するなど、現在においても、問題が解決されたわけではない。このことは、物権、特に、担保物権の目的と目的物との区別については、条文における区別の混乱が残されていることから明らかである。

R（ルール）：債権の目的と目的物とを明確に区別するには、どのような方法をとるべきだろうか。例えば、債権譲渡（通常は、債権の売買）の目的と目的物を区別しようとするれば、債権譲渡の「目的」は、債権を移転することであり、債権譲渡の「目的物」は、債権であるといえなければならない。そのためには、債権を目的物ということのできるルールが必要である。

A（適用と議論）債権を目的物とすることについては、物は有体物に限るという民法 85 条に反するという意見がある。しかし、所有権の対象は、有体物に限るとの制限を設けておけば、債権又は担保物権の目的物に無体物を含むとしても、民法の体系に矛盾は生じない。

C（結論）：債権の目的と目的物との区別を明確にし、条文をわかりやすくするためには、目的物に無体物を含めることを認めることが必要であり、所有権の対象を除いて、物には無体物を含めるという、民法 85 条の改正が必要である。

ところで、レポート課題の中に、課題そのものに対して、S.T.さんが、根本的な問題を提起してくれていたのもので、次ページに最後のページと私のコメントを掲げることにする。

問題 4 は、アイラック（IRAC）で書くことを要求しているので、それには至っていないが、そのチャレンジ精神を高く評価して、紹介することにした。

3. 物権における目的と目的物の区別

物権法において、民法 343 条のタイトル・本文の双方において、「目的」の誤用が修正されていない。タイトルにおける誤用は明らかに修正すべきであるが、本文における誤用は、直前からの関係で、「物をその目的物」という表現では、馬から落馬的な重複となるため、修正する必要はないものと考えられる。なお、物権法は、2 年次後期配当科目であり、未履修であるからこれ以上深読みはしないこととする。

4. 私見

現在の民法条文では、旧条文にあった「目的」と「目的物」の混同が修正されたと、いうことになっている。しかしながら、条文を細かく読んでみると、間違っているように思える場所が何か所か見つかる。これは、他の条文との関係性などによって、修正するのが容易ではなくなっていることを示している。

ところで、天皇の国事行為を定める日本国憲法第 7 条 4 号には、「国会議員の総選挙の施行を公示すること」という表現がある。現在の日本国の国会には、任期 4 年で、解散のある衆議院と、任期 6 年だが、3 年ごとに半数を改選し、解散の無い参議院がある。とすると、衆参両院の選挙が同時に行われたとしても、参議院議員の半数は非改選であるから、衆議院の総議員と参議院の半数が選挙されるにすぎず、国会議員の総選挙というものは不可能である。よって、「国会議員の総選挙の施行を公示すること」は誤りであり、「総」の一文字を外すべきである。しかしながら、この誤りは、この憲法が制定されてから 75 年近く放置され続けている。

国において一番重要な憲法におけるこのような初歩的な誤りが放置されている以上、専門家に指摘されても一般市民には理解できないような誤りを殊更に取り上げることに疑問を感じる。

鋭い指摘で感心しました。私が、債権の目的というタイトルの下で、債権の目的と目的物との違いを大きく取り上げているのは、素人が気づかない「違い」をきちんと理解できるのが、大学で育成すべき人物像であり、しかも、本質的な問題というのは、細部の違いに表れることが多いからです。

目的と目的物の違いは、大した違いではないように感じるかもしれませんが、区別の混乱の原因をたどっていくと、民法が物を有体物と定義したこと起因しており、そのことが、知的財産権の民法への取り込みが困難となっているばかりでなく、債権に対して、物権（抵当権等）が優越するとの誤った概念を拡散するというように、民法を改革するための重大な障害へとつながっているのです。

S.T. さんが指摘された憲法の条文については、私は専門家ではありませんが、「総」を削除しなくても、「国会議員の衆議院の総選挙又は参議院の通常選挙の施行を公示すること」というように、一定の文言を追加さえすれば、矛盾を解消できる小さな問題ではないでしょうか。

しかし、民法422条の「目的」と「目的物」の混同と矛盾は、文言の追加等の簡易な方法では解消できない大問題です。なぜなら、この矛盾を解消するためには、民法の根本規定である民法85条の改正と、物権と債権との間の峻別を破棄する（担保物権法も債権担保法として債権に分類する）ほかないのですが、それが、小さな問題だとは誰も考えないでしょう。

この問題は、実は、民法の体系が破綻していることが明白となる大問題であるため、ほとんどの教科書が、まじめには取り上げていません。この問題を正面から取り上げられる大学教員は、おそらく私だけだと思います。いずれにせよ、この問題は、民法において特別に取り上げる価値のある根本的な問題であるということを理解していただくと幸いです。